

「言語の束」としての 20 世紀初頭の『自由帝国』思想：アダム・スミス解釈の分枝として
姫野順一（長崎大学）

1, 「自由帝国」の研究史

新しい帝国主義戦争と評される 1899～02 年のアングロ・ボーア戦争と、チェンバレンによる 1903 年の関税改革キャンペーンを挟み、イギリスは「国民国家」nation-state の枠を超えて拡大した「ブリテン帝国」のマネジメントという、新しいグローバル化に直面する。社会改革の財源確保に絡んでチェンバレン派に対抗したグラドストンの自由帝国の思想は変容し、19 世紀の古典自由主義経済学も対応が迫られ、政治経済的な言説もスミスの古典解釈に立ち返りながらも、「社会改革とブリテン帝国」をどのようにマネジメントするのか、自由貿易か保護貿易か、財政改革をどのように進めるのかなど大きな争点となった。ブリテン帝国をめぐる論争（言語表現）の背後には、18 世紀以来のイギリスの自由帝国の歴史があり、直近では 1880 年代にグラドストンが提案したアイルランドのホームルールをめぐる自由帝国の論争における「言説の束」がある。

近年、グローバリズムに絡んでこのブリテン帝国の「自由帝国」の歴史の急速な見直しが進み、David Armitage, Duncan Bell, Duncan Kelly, Jennifer Pitts, Peter Mandler 等により「知性史」Intellectual History として「自由帝国連合」Liberal Imperial Federation の政治言説の再検討が進み、政治経済思想においてもスミス、バーク、ベンサム、J.S.ミル、および J.R.シーリー A.V.ダイシー等の言説研究が進んだ。20 世紀初頭の自由帝国における言語研究は Peter Cain や Douglas Lorimer の先行研究が見られるものの、まだ少ない。

20 世紀初頭のブリテン帝国をめぐる政治経済思想の錯綜のうち、「社会帝国主義」については Bernard Semmel の古典 *Imperialism and Social Reform, English Social-Imperial Thought 1895-1914*, 1960 があり、「自由帝国主義」については H.C.G. Matthews の *The Liberal Imperialists, The ideas and politics of a post-Gladstonian elite*, 1973 がこれを先駆的に明らかにした。最近では Anthony Howe が *Free Trade and Liberal England, 1846-1946*, 1997 で自由貿易論争を中心にこれらの言説の一部を説き明かしたが、政治経済思想が社会および経済の問題および政策と絡んでどのような「言説の束」として変容したのかという点の解明は、経済が政治および社会・文化とどのように関わり、それがトランスナショナルな問題とどのように関わっていたかを理解する上で大変興味深い。

本報告ではブリテン帝国のマネジメントに言及した 1900 年から 1914 年までの政治経済思想、特に「自由帝国」の政治経済思想の言説について、複数のイデオロギー要素群としての歴史的な「言語の束」を検証し、チェンバレンの関税改革を支持した保護主義および建設的帝国主義の「帝国統合」の「言語の束」と対比されるこの特質を解明する。その場合特にそれがアダム・スミスの経済論、立法論、道徳論を踏まえた「ブリテン帝国」構想の分枝であることに注目してみたい。

スミスは『国富論』第 5 編を有名な以下の文章で締めくくる。「グレート・ブリテンの支配者たちは、過去一世紀のあいだ、われわれは大西洋のかなたに一大帝国をもっている

のだ、という想像で国民をいい気持ちにさせてきた。しかしながら、この帝国なるものは、いまにいたるまで、想像のうちには存在しないものであった。いまにいたるまで、それは帝国そのものではないに、帝国建設の企画だった。・・・この黄金の夢を実現してみせるのか、それができないなら、率先してこの夢から醒め、国民を覚醒させるように努める秋である。もし計画を完遂できないのなら、計画そのものを捨てよ。そして、もし、ブリテン帝国のどの領土にせよ、帝国全体を支えるために貢献させられないというのなら、いまこそグレート・ブリテンは、戦時にこれらの領土を防衛する経費、平時のその政治的・軍事的施設を維持する経費からみずからを解放し、未来への展望と構図とを、その国情の真の身の丈に合致させるように努める秋である。」(Wealth of Nations., 926 ; III, 438-39)

この文章の解釈は多義的であるが、竹本洋一教授の次の解釈は示唆に富む。1, 経済的自由主義は政治的自由主義や民主主義と必然的な照応関係にはなく、社会や時代の諸要因に規定される(したがって経済的民主主義は帝国や専制とむすびつくこともある): 経済と政治の区別と安全優先の視点 2, 商業社会は各種の代理関係のネットワークであり、代理するものと代理されるものの齟齬による不満の解消のためいっそう強力な代理表象を(専制や帝国)もとめる。: 専制や帝国の政治的機能 3, 野蛮な専制政治は文明の理念にも、名誉革命体制の「制限王政と統治の原理」とも背馳するから、不満を解消し社会を安定させるには、帝国しか方途はない。: スミスによる「統合」(ユニオン)の主張 4, 帝国の選択は経済的利益拡大に合致し、帝国内の文明化に寄与する。: 帝国の文明化作用

スミスの国富論には、竹本教授が列举する「ブリテン帝国」の現状認識と将来に対する分析要素が含まれている。この「自由帝国」の要素分析は、「社会と歴史」を異にする歴史段階であり、独占が登場して資本主義が高度に発展し、植民地も変容する1900年代に生じた、南ア戦争後の「帝国マネジメント」をめぐる論争分析において重要な視点である。

2, 旧自由主義者の道徳的「自由帝国」構想

第1のグループは、J.L. Hammond、John Morley、G.P. Gooch、Francis Hurst、C.F.G. Masterman といった自由党系知識人である。このグループは Josef Chamberlain とその保護主義を支持する歴史学派の W.A.S. Hewins、William James Ashley、Lord Milner 等いわゆる統一党系の社会帝国主義の「帝国統合」の「言説の束」に対決し、古典的な自由主義の立場を堅持し、自由党の中でグラドストンの流れを引きつぎ、植民地の「自治」self-government と、国内および海外の財政問題の解決を提起した帝国主義批判者であり、アイルランド問題におけるホームルールの継承者たちである。

新自由主義者の一人にあげられるジャーナリストの C.F.G. マスターマンは、1901年に編集した *The Heart of the Empire* で、南ア戦争の熱狂のなかでこれ批判し、社会改革が必要となるイングランドの現代都市の変容と帝国主義に対する見解を集約した。このなかで「帝国主義 Imperialism」の章を担当した G.P. グーチは古典的な自由主義の立場に立ち、「新しい帝国主義」を批判している。すなわちグーチは「植民地のアート」を論じた Gibbon

Wakefieldをはじめ、James Mill, Gold Smith, Cornwall Lewis, Sir Henry Taylor, Lord Blachford, Disraeli, Lord Thring, W.E. Foster, Sir Charles Dilke, Seeley, Tennyson, Lord Rosebery, Chamberlain といった帝国拡大の立役者が活躍した1世紀半に渡る Great Britain から Greater Britain への変化は「新しい帝国主義」の前史であり、1870年と1900年の間に大きな断絶が生じたと見る。この断絶とは、「完全な自治 self-government を享受」し、「人口および繁栄を享受」して母国に「熱狂的な親愛感情 affection」を持つ「同郷人 fellow-countrymen」の増大である。

グーチは南ア戦争を領土拡張の「強い手段」をもつ「新しい帝国主義」と特徴づけ、マキャベリの「リアルポリティクス」やニーチェの「超人」、ダーウィンの「適者生存」、カール・ピアソンの弱者の排除、チェンバレンやセシル・ローズ、キップリングによる「民族の質 qualities of race」の強調、冒険・辛抱・秩序本能・愛国心、物質的利害をこの擁護の言説群とみた。グーチによれば、これらの「帝国気質 Imperial temper」は「公共生活 public life」の衰退であり、「道徳表現 moral currency」の劣化および「世界の平和と福祉 well-being」に脅威をもたらすものであり、植民地に関するグラッドストーン以来の自由党の政策原理である「自治 self-government」への挑戦であった。

グーチは「自由の認知と自由の実践」を重視し、スイスやオランダ、モンテネグロの「共和国の法」の意義を強調する (p.313)。「奴隷貿易 native Question」という原住民問題も帝国の問題であった。グーチの処方箋は、第1に植民地が自治 self-government をもつ「植民地連合 Colonial Federation」(pp.342-3)であり、第2は帝国内の自由貿易 (p.344)、第3は本国議会への代議制の強化 (p.345) である。

Gooch の結論は、チェンバレンらの「金権主義 plutocracy」に対抗して政治的民主主義を取り戻すことであり、「道徳原理 moral principles」によりフォックス、カニング、グラッドストーンが主唱した「階級でも国家でもない文明世界」をめざし、その実現として戦時国際法と軍縮を図った1899年のハーグ会議の条約に期待した。この帝国デザインは、スミスの「自由帝国=合邦」という流れを継承し、原理の道徳的な側面を主張している。

3. 自由帝国主義者の「効率的自由帝国」構想

第2のグループはRichard Haldane, Henry Asquith, Edward Grey, Lord Rosebery, Arnold White, Herbert Samuel といった自由党の指導者たちであり、その自由貿易と帝国を共存させる主張から「自由帝国主義」と称されている。機関誌『新自由主義』や、帝国のマネジメントに「効率 efficiency」による改革を一貫させたホワイトの *Efficiency and Empire, 1901*, コリン・マシューが解明したこのグループの特質からグループの主張した「言語の束」が浮かび上がる。

ブリテン帝国における「自由市場経済の強化」、「小さな国家」と「国民的効率」がまず目につく。内国政策は「社会立法 social legislation」による行財政改革、教育改革で、その具体的内容は禁酒、住宅、救貧法改革、土地所有、国民保険、老齢年金、地方課税、労

働組合の安全であった。ブリテン帝国を維持するための方策が帝国内および母国の自由貿易の強化であり、政治的主張として帝国の「自由統一 Liberal Unity」が主張される。この主張は先に挙げたスミスの「3、社会の安定化をめざす統合」および「4、経済的利益」の観点を継承している。Herbert Samuel の *Liberalism*, 1902 によれば、帝国とリベラリズムをつなぐ紐帯は「自治 self-government」であった(p.327)。

4、「アングロ・サクソダム」(マーシャル)と「ブリテン帝国連邦」(ニコルソン)

第3に1903年にチェンバレンの関税改革に反対し、自由貿易を支持するタイムズの声明に署名をした経済学者のなかからアルフレッド・マーシャルと S シールド・ニコルソンの帝国論をとりあげる。

マーシャルは *Memorandum on fiscal policy of international trade*, 1903 で、国際貿易を論じている。そこでは「世界分業 international division of labour」に基づく「市場競争」がデザインされ、「価格弾力性」と「代替性」が作用し「価格正貨流出入機構」が作動する「自由貿易 free trade」のメカニズムが描き出されている。マーシャルは「諸個人の活動力」をもっとも重視し、そのことが発揮される効率的な市場が「人々の満足 satisfaction of people」を最大にする機構として推奨された。その場合「経済効率の理論」がより精緻である。視点はまず経営者および労働者の自由な活動にあり、自由貿易による国際競争で生産者が競争に負けても、比較生産費の観点から必然と見る、変わって国内では住宅、教育、娯楽、旅行といった代替的新産業が繁栄すると、雇用は確保されると産業構造の高度化を展望する。マーシャルの視点は、単なる生産者の視点から、「サービス需要を重視する消費者」の視点にシフトしている。鉄道や船の発達による国際的な自由貿易の拡大は物資安価を導くという場合、マーシャルの「経済効率」論は、『経済学原理』第5編における「社会の進歩」は、「快樂基準」から「生活原理」へのシフトと表現された。

国家介入について、マーシャルはこれを「人々の満足 satisfaction of people」のために機能すると考えている。複雑で巨大化した人間生活と、増大した知識と富、公共的な義務の標準化により社会的弊害や不満に甘んじる程度は少なくなり、政府の行政官の知性や高潔が高まっているため、国家が市場に介入する場合の経済効率を低下させる危険が少なくなっているとみているからである。基本的視点はスミスの「自然的自由の体系 system of natural liberty」であるが、マーシャルの視点は「国民的分配」の経済効率にあり、国際秩序で重視したのは産業的なリーダーシップ(覇権)であった。そこで主張したことは、「覇者 the leader」ではなく「一覇者 a leader」であり、「最も好まれる国家 most-faboured-nation」となることであり、それは具体的には「英と米」を軸にする「アングロ＝サクソダム連合 federated Anglo-Saxondam」として展望された。

ケンブリッジ大学卒業後スコットランド(エジンバラ)で経済学を教えたニコルソンも、スミスの考えを継承していたが、マーシャルの「アングロ＝サクソダム連合」に比べるとより一国的な「国民＝帝国 Nation-Empire」の観点到立ち、「ブリテン帝国連邦 Federation

of British Empire」を構想した。ニコルソンの帝国デザインは *Principles of Political Economy*, 1901 の第 19 章 Colonies and Dependencies で表明されている。そこで「母国 Mother Country」と植民地の関係は「所有」から「所有者」に変化していると認識され、国防費の増大が母国に過剰な負荷に悩まされている現実が問題とされている。そこからより経費のかかる新植民地の獲得は批判され、「ブリテン帝国全体制 whole constitution」視点からの改革が主張されている。

「ブリテン帝国全体制」において第一にもとめられるのは、「海軍力の維持」である。これは帝国の安全を重視し Navigation Act 体制の維持を主張したスミスを継承している。第二には帝国内の代議政体（議会への参加）であり、第三は「狭い経済的な利害」を共有する「自由と自然的親愛感情 liberty and natural affection」であった。代議政体については、人口が多いため「一人一票の理想的体制」は不可能であり、代わりに「実際に能力発揮する actual working capacity」「歴史的影響力を持つ多数 multitude」からなる「王冠 the crown」と「内閣 the cabinet」が構想されている。ここでは「同感と同意 sympathy and consent」、「感謝と親愛の情 gratitude and affection」を紐帯とし、課税および帝国防衛の軍力も共有し、「ブリテン帝国の全資源が帝国の全人民の最後のたくわえ last reserve」となるような「連合帝国」が求められ、ニコルソンはこれを「変則の体制 constitution of anomalies」と名付けた。スミスのアメリカを念頭に置いた「ブリテン帝国合邦論」は、ここではインドやカナダといった新しい植民地を領有する段階の「帝国連邦」の構想に発展させられている。ニコルソンにとってアメリカの独立は「ブリテン帝国連邦」の失敗の教訓である。『経済学原理』で展開されたこの nation=empire の「ブリテン帝国連邦」の考えは「原スミス」の構想の延長にあり、この構想は *A Project of Empire*, 1909 に継承されている。

5. 新自由主義の「健全な帝国主義」論

第 4 に取り上げられるのはここ 30 年の研究史のなかで「新自由主義」の中核と評価されるようになってきた J.A.ホブスンと L.T.ホブハウスの帝国主義およびブリテン帝国についての「言説の束」である。

ホブスは自主的な「自由ブリテン諸国家連邦」に同意するのは容易であるが、その内容を保障するのは、国内外における政治経済的な「真に民主的」な政策と制度であると考えてた (*The Inner meaning of protectionism, The Contemporary Review*, Vol.84, 1903)。そこで必要とされるのは、国内的には産業民主主義と不平等な所得が再分配される財政政策であり、国際的には「純効用」を増大する平和の潜在的保障、帝国内の「自治政府」の確立であり、それは帝国内で民主的な機能を増大させる新しい政治機構を具備し、「明確な形を持たない世界主義 amorphous cosmopolitanism」に立脚するものであった。

この「世界政府」の条件は「国際道徳における真の功利主義」であり、その条件のもとで国際社会における「越境的 transnational」な「人間的親睦と強固な有機的調和 human

fellowship and strong organic harmony」が深まり、経済的には自由貿易体制のもとで「あらゆる諸国民の集合的な私益 collective self-interests of whole nations」が保障され、「自由な自己表現 free self-expression」と「国民的な道徳 national morality」が保証されると展望された。

ホブハウスも *Democracy and Reaction*, 1904 のなかで帝国主義に対してコブデン的な「平和のデザイン」を継承し、国内的には人格の優先、恣意に対する法の優越、国家介入による不平等の是正のための民主政府を主張し、1891年のドイツ社会民主党の綱領における「合理的集合的社会政策」の推奨し、国際的には個人の自由、植民地自治、国民的権利、自由貿易、経費の節減を主唱した。ホブハウスによれば、これらの政策や制度は「文明化された諸政府の共通道徳感覚 common moral sense」すなわち「共同善に必要な相互的抑制の感覚 the sense of reciprocal restraint necessary for the common good」に根ざすものであった。

6, むすび

以上みてきたように、20世紀初頭の帝国マネジメントの「自由帝国」デザインは、スミスのブリテン帝国論を参照枠としながら、新しい問題に対峙して「言語の束」を変容させている。その要点は以下の表のようにマッピングできる。これは20世紀初頭の「自由帝国」に関する tentative な「集合的言語 collective」のマップであるが、今後このマップのさらなる充実をめざしたい。

	市場・経済	立法・政治	国際・帝国	倫理・道徳
第1グループ 古典的自由主義	自由貿易 経費節減	共和国の法 地方税改革 能力便益対応原理	ホームルール 世界平和、コスモポリタン 植民地連合	自由主義
第2グループ 自由帝国主義	域内自由貿易 効率	社会立法、行財政改革 教育改革、社会福祉、 労働組合の安全	ブリテン帝国 自由統一帝国 自治、商業立国	自由主義 個人的効率
第3グループ 経済学者 マーシャル	域内自由貿易 市場メカニズム 産業の高度化	効率を削がない介入 消費者保護	覇者のなかの一覇者 アングロ・サクソングム	自由主義 生活基準 功利主義
第3グループ 経済学者 ニコルソン	域内自由貿易 分業 安全	安全重視 農業・労働者保護	ブリテン帝国連邦 帝国代議政体 海軍力	自由主義 個人の尊厳 安全
第4グループ 新自由主義	世界自由貿易 所得の再分配 経費の福祉機能	民主制度、市民参加、 法の優越 社会政策、人権	自治、平和、 万国主義 国民的権利	自由主義 国際功利主義 国際平和

(参考文献については学会当日に別紙で提供します)